

議案第 75 号

佐野市都市計画税条例の改正について

佐野市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 6 年 9 月 6 日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市都市計画税条例の一部を改正する条例

佐野市都市計画税条例（平成 17 年佐野市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

附則第 17 項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 7 項及び第 10 項」を「附則第 8 項及び第 11 項」に、「附則第 7 項及び第 11 項」を「附則第 8 項及び第 12 項」に、「附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項」を「附則第 10 項、第 12 項及び第 13 項」に、「附則第 11 項から第 13 項まで」を「附則第 12 項から第 14 項まで」に、「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に、「附則第 14 項」を「附則第 15 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 16 項とし、附則第 14 項を附則第 15 項とし、附則第 13 項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とし、附則第 8 項を附則第 9 項とし、附則第 7 項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）

5 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分

の 1 とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 6 項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例（附則第 6 項の改正規定を除く。）による改正後の佐野市都市計画税条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐野市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法等の改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例の割合を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 7 5 号参考資料

佐野市都市計画税条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則 1～4 (略) 5 (略) (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) (略) <u>7・8</u> (略)	附 則 1～4 (略) <u>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</u> <u>5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> 6 (略) (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) (略) <u>8・9</u> (略)

- 9 附則第7項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 10 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6
- 10 附則第8項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 11 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6

年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第７項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

13・14 （略）

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第13項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

16 附則第７項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第２号に、附則第７項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第６項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第９項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第４号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第８号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第１号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第２項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の２第１項に規定するところによる。

17 （略）

年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第８項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

14・15 （略）

16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第14項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

17 附則第８項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第２号に、附則第８項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第６項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第４号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第８号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第１号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第２項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第15項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の２第１項に規定するところによる。

18 （略）